

○古物営業法の規定に基づく立入調査及び報告の要求に関する規程

(平成31年4月22日島根県公安委員会規程第1号)

(趣旨)

第1条 この公安委員会規程は、古物営業法（昭和24年法律第108号。以下「法」という。）第22条第1項及び第2項の規定に基づく立入調査（以下「立入調査」という。）並びに同条第3項の規定に基づく報告の要求（以下「報告の要求」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(立入調査及び報告の要求の基本)

第2条 立入調査及び報告の要求は、法の施行に必要な範囲内で行うものとし、職権を濫用し、又は正当に営業している者に対して過重な負担を課することがあってはならない。

(報告の要求の範囲)

第3条 報告の要求は、法の目的の範囲内で行う指導、監督等のため必要なものに限るものとする。

(立入職員の指定及び身分証明書の交付)

第4条 法の施行に関する事務を主管する警察本部の課長及び警察署長は、立入調査を適正かつ効果的に行うため、あらかじめ立入調査を行う職員を指定するものとする。

2 前項の指定は、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第20条の規定による身分証明書を交付して行うものとする。

(委任)

第5条 この公安委員会規程に定めるもののほか、立入調査及び報告の要求に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この公安委員会規程は、平成31年5月1日から施行する。

(古物営業法の規定に基づく立入り等に関する規程の廃止)

2 古物営業法の規定に基づく立入り等に関する規程（平成15年島根県公安委員会規程第1号）は、廃止する。